

「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅲ期安心子育て応援プラン）」実施状況の公表について

「国税庁特定事業主行動計画」に係る平成 27 年度における実施状況について、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項に基づき、以下のとおり公表します。

1 はじめに

「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅱ期安心子育て応援プラン）」の計画期間の満了に当たり、更なる子育てと仕事の両立推進に向け、これまでの取組状況や「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」などを踏まえ、平成 27 年 3 月 30 日に、平成 27 年度から平成 32 年度を対象期間とした「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅲ期安心子育て応援プラン）」を策定しました。

これにより、男女を問わず全ての職員がワークライフバランスを確保できる職場環境づくりに取り組むとともに、職員が気兼ねなく必要な両立支援制度を利用できる職場環境を醸成することを目指しています。

2 国税庁の両立支援に対する主な取組

国税庁の両立支援に対する主な取組は次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| (1) 両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革 | (8) 研修参加の際の配慮 |
| (2) ワークライフバランス推進強化月間 | (9) 超過勤務の縮減 |
| (3) 各種相談体制の充実 | (10) 年次休暇の取得促進 |
| (4) 子育て等の状況に応じた人事上の配慮等 | (11) 保育施設や子育てに関する情報提供等 |
| (5) 男性職員の家庭生活への関わり推進 | (12) テレワークの拡大・推進 |
| (6) 事務計画及び事務分担の見直し等 | (13) 人事評価への反映 |
| (7) 休暇制度等に関する関係機関への働きかけ | (14) ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰 |

これらの取組のうち、具体例として、次のような取組がありました。

○ ワークライフバランス推進強化月間（7・8月）

ゆう活も併せて実施し、ゆう活を実施した日は原則定時退庁とするなど、働き方の改革に取り組んだほか、職場への理解を深めるため、職員の家族による職場見学を実施しました。

○ 男性職員の家庭生活への関わり推進

男性職員の家庭生活への参画促進について、各種会議やワークライフバランス推進強化月間等の機会を通じ、職員に対して周知するとともに、育児参加を促進するためのチェックシート等の活用をしました。

また、管理者等から子の出生を控えた男性職員に対して、内閣人事局作成のイクメンパスポートの配付や育児休業取得促進メールを送信するなど、男性職員が両立支援制度を利用しやすい環境の醸成に努めました。

○ 研修参加の際の配慮

税務大学校における研修（本科、国際科及び専攻科）については、子育て等を理由とする選抜試験の受験機会の繰延べや、合格した職員に対する入校延期制度を実施しました。

また、育児休業中の職員は、希望に応じて通信研修等に自主的に参加できるようにするなど、研修環境の整備に努めました。

○ 保育施設や子育てに関する情報提供等

保育施設や子育てに関する情報及びシッターサービスあっせん制度について、イントラネット等を活用して職員に情報提供を行いました。

○ テレワークの拡大・推進

国税局において、育児中の職員の通勤時間に配慮する観点から、テレワーク及びサテライト勤務（国税局勤務職員を特定の税務署に配置された国税局の源泉事務センターや集中電話催告センター等に配置すること。）を実施しました。

3 男性の育児参加と数値目標

「第3次男女共同参画基本計画」及び「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を踏まえ、第Ⅲ期安心子育て応援プランから、数値目標を変更し、次の2つの数値目標の達成に向けて各種取組を実施しました。

平成27年度における各数値目標の達成状況は次のとおりです。

(1) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇について

平成32年度までに、該当する全ての男性職員が、配偶者出産休暇（最高2日）及び育児参加のための休暇（最高5日）の両休暇を合計して5日以上取得できるよう環境づくりに努めることとしました。

これらの休暇取得合計5日以上取得率は、目標値（100%）を下回る89.1%でしたが、前年度実績（66.5%）を上回りました。これらの休暇は、妻の出産に係る入退院及び出産時の付添い等を通じて妊産婦の負担を軽減すること及び男性職員が積極的に育児に携わっていくことが重要であることから、今後も引き続き取得促進を図り、取得率の向上に努めます。

目標内容	目標値	27年度実績
配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の両休暇合計5日以上の取得率	100%	89.1%

(2) 男性職員の育児休業について

男性職員の育児休業の取得率は、目標値（13%以上）を下回る12.7%となりま

したが、前年度実績（6.7％）を上回りました。男性の育児・家事への参加は男女共同参画やワークライフバランス推進の観点からも重要であると考え、今後も引き続き育児休業が取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

目 標 内 容	目 標 値	27 年度実績
男性職員の育児休業の取得率	13%以上	12.7%

4 納税者の方々の子育て等への配慮

国税庁は、子育て中の納税者の方々にも安心して税務署に来署していただけるよう、税務署のトイレのベビーシート・ベビーチェアの設置など、子育て中の納税者の方々に対する支援も進めております。

(以 上)